

2020年7月15日

内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
厚生労働大臣 加藤勝信様
内閣府特命担当大臣 西村康稔様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

新型コロナウイルスの影響による診療報酬の 急激な落ち込みに対する公的支援についてのお願い

貴職におかれましては、今般の新型コロナウイルスによる感染症対策に、不眠不休で当たられていることに心より感謝申し上げます。

政府、厚生労働省をあげてのご支援のおかげで、地域の医療機関もこの先の希望を絶やさずに前に進むことができるのではないかと考えております。

ただ、貴職もご案内の通り、新型コロナウイルスについては、感染拡大に対する怖れと外出自粛の徹底により、多くの患者さんが受診を手控えておられます。その結果、必要な医療を受けられていない患者さんが多く生じていることを、私たちは強く危惧しております。

そして、地域の医療機関においては、この受診手控えの結果、感染患者さんの治療を行っている医療機関はもとより、それ以外の医療を担当している一般の医療機関においても、大規模な減収が生じています。その実態は、当会が会員対象に行った実態調査により確認することができ、同様の傾向は、全国的なものと考えます。

(別添資料「新型コロナで診療所に緊急アンケート 受診手控えで経営に深刻影響、奮闘する開業医の姿も克明に」をご参照ください。)

この調査結果は、5月8日時点のものであり、その後も患者さんの受診手控え傾向は続いています。このままの状態が続けば、今後、多くの医療機関がその事業をこれまで通り継続していくことが困難になる危険性があります。そのことは、今後予測される感染拡大第2波に向けて、各医療機関が新たな診療体制を作っていく上で大きな障害になるものと考えます。

現在、国の方では、医療機関に限らずすべての事業者について、損失補填ではなく営業持続に向けた定額補助金の支給が行われていますが、あらゆる制度をフルで活用したとしても、とてもそれでは間に合わないという声が多く上がっていると思います。それは、医療機関も例外ではありません。

私たちは、他の多くの事業者の方々の実情に見合った損失補填制度の新設を求めるとともに、私たち保険医療機関に対して下記の方式による支援策を追加検討いただきたく、要請させていただきます(5月28日にも貴職宛に同様の趣旨の要望を提出しましたが、さらに検討を加えて具体的提案をさせていただきました)。

よろしくご検討賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 本年5月、6月、7月請求分(4月、5月、6月診療分)について、保険医療機関からの申請に基づき、昨年同月実績との報酬差額を公費にて助成いただきたい。

* 保険医療機関は、申請にあたって本年4月、5月、6月提出の診療報酬請求明細書の写しと、昨年の同月分の支払い確定額(患者負担分は除かれる)が確認できる書類の写し、その双方を添付し、各都道府県に対し提出するものとする。

その後、各都道府県において受理された申請分については、国保連合会、または社会保険診療報酬支払基金を通じて申請のあった保険医療機関の診療報酬振込指定口座あてに振り込むものとする。

2. 昨年分の実績のない、開業から日の浅い医療機関については、開業後の実績額と比較して一定割合の減収がみられる場合、持続化給付金に準ずる制度を厚労省において創設いただき、特例給付いただくなど、別途対策をご検討ください。

3. 今般の事態によりその財政が悪化している、あるいは悪化の見通しである保険者に対し、保険者財政の悪化による支払い遅延などが生じないよう緊急助成を行ってください。

以上